

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 ○○ ほか37名

被告 国ほか4名

準備書面(34)

被告国準備書面(1)・(2)・(4)及び求釈明に対する回答書に対する反論
憲法上の原告らの「権利」に対する被告国の「義務」の被告国の「回答」の違憲・違法

2019年4月25日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

**被告国準備書面(1)・(2)・(4)及び求釈明に対する回答書に対する反論
憲法上の原告らの「権利」に対する被告国の「義務」の被告国の「回答」の違憲・違法**

目次

はじめに	2
第1、憲法上の原告らの「権利」に対する被告国の「義務」の被告国の「回答」の違法	3
1, 憲法上の原告らの「権利」と被告国の「義務」ないし「権限」	3
2, 原告「求釈明」に対する民法・民事訴訟法の信義則違反の被告国の「回答」	4
3, 原告「求釈明」に対する情報公開法の趣旨に反する被告国の「回答」	5
結語(原告「求釈明」への被告国の「回答」は違憲・違法である)	6

はじめに

原告準備書面(15)において、被告国準備書面(1)及び(2)に対する反論として「本件「戦争法」による憲法改正・決定権の侵害とその損害」を論証した。すると、被告国は、被告国準備書面(4)でこれに反論した。これに対して、原告らは、原告準備書面(20)、(23)～(26)でこれに反論した。これに対して、被告国は、「求釈明に対する回答書」を提出したが、「訴訟関係を明瞭にするためにする事実上及び法律上の事項に関する質問ではないことから、いずれも回答の要をみない」と主張し、「回答」していない。また、本件裁判所も、これに対して、充実した審理を行うために被告国に対して誠実に釈明を求める訴訟指揮を行っていない。また、その後の原告らが提出した原告準備書面(27)～(31)に対しても被告国は、何ら反論していない。このことは、被告塩崎らも同様である。以上のことを前提に、主として被告国の「求釈明に対する回答書」に反論し、被告国の「回答」が違憲・違法であることを明らかにする。なお、他の略語は従前の例による。

第1、憲法上の原告らの「権利」に対する被告国の「義務」の被告国の「回答」の違法

原告準備書面(26)の「はじめに」で次のように述べた。

被告国は、この第4準備書面のなかで、原告が詳細に法的根拠を示した上で主張している平和的生存権・人格権・憲法制定権について、いずれの場合も、それらは抽象的なものであって、「国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえない」という趣旨の主張を繰り返し行って来ている。しかも被告国は、原告の主張・立証するそれらの権利が、なぜ、抽象的なものであって、具体的権利性を有しないのか、その「理由・法的根拠」についてはいっさい述べていない。

被告第4準備書面(5～7頁)において記している「憲法改正・決定権」のことについても、そこに書かれているのは、原告がその準備書面(19)の冒頭で述べたように、ただ、「被告国第1準備書面及び第2準備書面の主張の同意反復に過ぎない」ものであって、被告国がそのように主張する理由・根拠は一切示していない。

したがって、原告らは、被告がそう主張する理由・根拠をきちんと受け止めたうえで、その「理由・根拠」に対する具体的反論を行うことを望み、原告準備書面(22)で、被告国の主張する具体的理由・法的根拠を示すように求釈明を行った。裁判所は、充実した審理を行うために被告国に対して誠実に釈明を求める訴訟指揮を行う責務があることを述べておく。

被告国とは、安倍晋三内閣総理大臣およびその他の国務大臣で組織された内閣であり、一方で日本国籍を有する原告らは、主権者であり、有権者である。

1. 憲法上の原告らの「権利」と被告国の「義務」ないし「権限」

憲法前文には、国民(主権者)と代表者である安倍晋三内閣総理大臣などの関係性及び人類普遍の原理と憲法・法令等の関係性を次のように謳っている。

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

この国民主権に基づく「国民の厳粛な信託」が示す、原告ら(主権者)と代表者である安倍

晋三内閣総理大臣らの被告国の関係性を考察する。

国民主権に基づく「国民の厳粛な信託」による代表者の権限とその制限、いわゆる授権規範・制限規範を、『憲法 I』(有斐閣、2006年 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利著)は、「権限を授けることは、同時に権限を制限することである。授けられた権限しか行使し得ない」(20頁)と解説する。

辻村みよ子(東北大学大学院法学研究科教授)も『憲法(第4版)』(日本評論社 2013年)で「(2) 授権規範性と制限規範性 憲法は、国法秩序のなかで最終的な授権規範(他の法規範の制定者に対してその権限を授ける規範)としての性格をもち、同時に、制限規範(他の国家行為の内容を規律し制限する規範、すなわち、権力を制限する基礎法)としての性格も有する(清宮・憲法 I 16-24頁)」(14頁)とある。ほぼ同様の解説が、他の憲法の専門書にも書かれている。これが、憲法上の代表者が、主権から授権され、行使する権限である。杉原泰雄(一橋大学名誉教授・専攻憲法)は、これをやや詳しく、一般的読者に分かり易く次のように解説している。

④統治権について、「権利」としての統治権と「権限」としての統治権を区別しなければなりません。権利も権限も一定のことをすることができる法で認められた力ですが、権利はそれを自分の利益のために使うことができるのに対して、権限はそれを自分の利益のために使うことができない点で、大きく異なっています。権利としての統治権を持っているのは、憲法が特別の定めをしている場合を別として、主権者だけです。国会や内閣などは、憲法で認められている権限としての統治権を担当しているにすぎません。しかも、その権限は憲法の定めている方法で主権者の利益のために行使しなければならない「公務」でもあります。権限の担当者にはすぎない者が、その権限を自分の利益のために行使したり、憲法で認められていない事項・方法であることを「権限の濫用」といいます。必要な権限の行使をおこたったり濫用したりすれば、憲法違反となります。

(『日本国憲法と共に生きる』106～107頁)

これが、憲法が規定する授権規範・制限規範である。原告ら(主権者)の「権利」と代表者である安倍晋三内閣総理大臣などの「権限」ないし「義務」の関係性である。

本件は、通常の私人間の争いである裁判の原告と被告の関係ではない。本件裁判は、前述の権利と権限ないし義務の憲法上の規定が、当然引き継がれる。したがって、通常の私人間の裁判において許されても、本件裁判における冒頭で引用した被告国の「求釈明に対する回答書」の「訴訟関係を明瞭にするためにする事実上及び法律上の事項に関する質問ではないことから、いずれも回答の要をみない」との主張は、到底許されず、憲法違反の「回答」内容というほかない。

2. 原告「求釈明」に対する民法・民事訴訟法の信義則違反の被告国の「回答」

民法1条で基本原則として、「私権は、公共の福祉に適合しなければならない」とし、同条

2項で、「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」と規定している。そのうえで、同3項で「権利の濫用は、これを許さない」と規定する。この2項の信頼保護の原則(信義則)は、行政法関係においても妥当する重要な原則であり、特に行政法関係では、行政活動に対する国民(主権者)の信頼保護の原則として論じられている。

民事訴訟法2条で、「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を迫行しなければならない」と前述の「信義則」を規定し、同法147の2(訴訟手続の計画的進行)で、「裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない」と規定している。そのうえで、同法149条(釈明権等)で、「裁判長は、口頭弁論の期日又は期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを發し、又は立証を促すことができる」と規定する。

また、行政活動に適用される一般原則として、「配慮義務(国民の権利や地位を不当に害することのないように配慮する義務)」があるが、被告国の「回答」は、これにも著しく反する。さらにいえば、国際法における原告と被告における武器対等原則にも反する。

先に述べた主権者である原告と代表者である被告国との憲法上の権利と義務ないし権限の関係に加えて、原告らの「求釈明」に対して、被告国は信義則及び配慮義務に基づき誠実に「回答」する義務がある。したがって、裁判所は、被告国が誠実に「回答」しない場合は、被告国に対して、原告らの求釈明に誠実に回答するように149条(釈明権等)に基づき「訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し」て被告国に「問いを發し、又は立証を促す」などの訴訟指揮を行使する義務がある。

3. 原告「求釈明」に対する情報公開法の趣旨に反する被告国の「回答」

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」1条で、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」とある。この趣旨と先に述べた主権者である原告と代表者である安倍首相ら被告との関係を勘案すると、原告らの「的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」と規定している。

「公文書等の管理に関する法律」1条で、「この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」と規定している。

そのうえで、同法4条で、「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該

行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない」とし、1項で、「法令の制定又は改廃及びその経緯」、2項で、「前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議(これらに準ずるものを含む。)の決定又は了解及びその経緯」、3項で、「複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯」、4項で、「個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯」と規定している。

原告らの求釈明「事項」は、明らかに「公文書等の管理に関する法律」4条に該当するものである。したがって、情報公開請求の形式をとっていないが、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」と「公文書等の管理に関する法律」の趣旨と前述した憲法上の規定を勘案するならば、国民である原告らの「求釈明(＝情報公開請求)」に対して被告国は、被告国が有している本件に関する情報を紙という媒体に定着させた「回答書(＝公文書)」を裁判所を通して原告らに開示する義務がある。したがって、被告国の「回答」は、明らかにこれに反して違法である。

結語 (原告「求釈明」への被告国の「回答」は違憲・違法である)

以上の理由から、被告国の2018年12月25日付けの「求釈明に対する回答書」における「訴訟関係を明瞭にするためにする事実上及び法律上の事項に関する質問ではないことから、いずれも回答の要をみない」との「回答」は、違憲・違法である。

また、裁判所は、被告国に対して、原告らの求釈明に誠実に回答するように149条(釈明権等)に基づき「訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し」て被告国に「問いを発し、又は立証を促す」という訴訟指揮を行使する義務がある。

以上